

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社等はない。

### 2【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間において、次の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を提出している。

- (1) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類  
平成24年9月14日 関東財務局長に提出
- (2) 訂正発行登録書  
平成24年11月7日  
平成24年11月30日  
平成25年2月8日  
平成25年4月1日  
平成25年4月26日  
平成25年6月12日  
関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
（事業年度（平成23年度）自平成23年4月1日至平成24年3月31日）  
平成24年6月21日 関東財務局長に提出
- (4) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成24年6月21日 関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書  
（平成24年度第1四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）  
平成24年8月7日 関東財務局長に提出  
（平成24年度第2四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）  
平成24年11月7日 関東財務局長に提出  
（平成24年度第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）  
平成25年2月8日 関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書  
平成24年6月25日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書である。  
平成24年7月31日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書である。  
平成24年11月30日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書である。  
平成25年4月1日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書である。  
平成25年6月12日 関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）に基づく臨時報告書である。
- (7) 臨時報告書の訂正報告書  
平成25年4月26日 関東財務局長に提出  
平成24年11月30日付けをもって提出した臨時報告書に係る訂正報告書である。